

# 地域の支えあいで 安心して暮らせるまちへ

●問い合わせ 福祉計画課（東庁舎2階） ☎34-3227 ☒34-3204

## 日常からの地域づくり活動が災害時に活きる！

近年の大規模災害は、高齢者や障害者に被害が集中して

います。そのため、災害時要援護者に対する支援を強化しようという機運が全国的に高まっています。

災害時の助け合いは、日常の地域づくり活動によって育まれるものです。特に大規模地震発生後の3日間は、外部や行政の支援は得られにくく、近所同士の支え合いや助け合いが頼りになります。

ご近所の支え合いや助け合いは、災害時だけ発揮されるのではなく、日頃の活動によって高まります。日頃の福祉活動と災害時の活動の連携が不可欠です。

災害時等要援護者登録制度は、福祉と防災の連携を図り、より身近な地域での支え合いを発揮する体制づくり、活動づくりのきっかけとなるものです。

昨年8月の台風5号では…  
中山地区と内田地区の一部で避難準備情報が発令され、当該町会に居住する本制度の登録者には、民生委員を通して情報伝達を行い、避難を呼びかけるなどの活用をしました。

### 災害時要援護者とは

大規模災害が発生した後、被災地で特に困難な状況や、暮らしにくさを抱える人を「災害時要援護者」と呼んでいます。

具体的には下部の表にある方で、一般的には高齢者や障害者、疾病を抱えた方、妊婦、乳幼児を抱えた親、言葉の通じにくい外国人などが該当します。

#### 災害時要援護者

- ① 移動が困難な方、または一人では逃げにくい、声掛けや手助けが必要な方
- ② 車いすや補聴器などの補装具が必要な方
- ③ 避難生活などで、食事や排せつ、移動などに何らかの援助が必要な方
- ④ 安心感や健康が損なわれやすい方
- ⑤ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な方
- ⑥ 集団生活などの適応が難しい、または精神的に不安になりやすい方

### 災害時等要援護者登録制度の概要

#### ◆登録の申請

在宅の方であればどなたでも登録できます。施設等へ入所している方は対象外です。登録申請は、市の福祉計画課の窓口で行っています。

なお、各地域づくりセンター（出張所、公民館、福祉ひろば）にも申請書があります。

#### ◆登録情報の提供

登録した情報を、登録者が居住する町会の町会長、担当の民生委員、登録申請者が指定した地域支援者、ならびに市社会福祉協議会へ提供します。

情報の提供は、申請書への署名捺印によって同意を得ることになっています。

#### ◆情報の活用

地域では、提供された情報をもとに、災害時を想定して日常から要援護者に対する支援体制づくりを行い、見守り・声掛け活動を推進します。

#### ◆個人情報の取り扱い

市の個人情報保護条例に基づいて適正な管理を行います。また、町会長と民生委員に提供する情報についても取扱指針等を定め、適正な使用と保管をお願いしています。

#### ◆社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会では「見守り安心ネットワーク事業」を活用し、要援護者に対する支援体制を進めます。

| 地域支援者 |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| ①     | 日常から見守り活動や声掛けを無理のない範囲で行っていただけの方              |
| ②     | 災害が発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難ができる方           |
| ③     | いざという時、要援護者の気持ちを代弁し、無理のない範囲で寄り添っていただけの方      |
| ④     | 災害時に、救出や救助を行う。または、救出や救助をしてもらえるように周りに声を掛けられる方 |

**地域支援者にご理解を**

この制度を運営していくうえで、地域支援者になつてくださる方が不可欠です。

地域支援者とは、次のことを普段から心がけていただく方です。全てを必ず行わなければならないということではありません。

登録を希望される方から声が掛かった場合には、ぜひ引き受けていただきますようお願いいたします。

また、平成23年6月30日に

## 福祉避難所の拡充に向けた取り組みを進めています

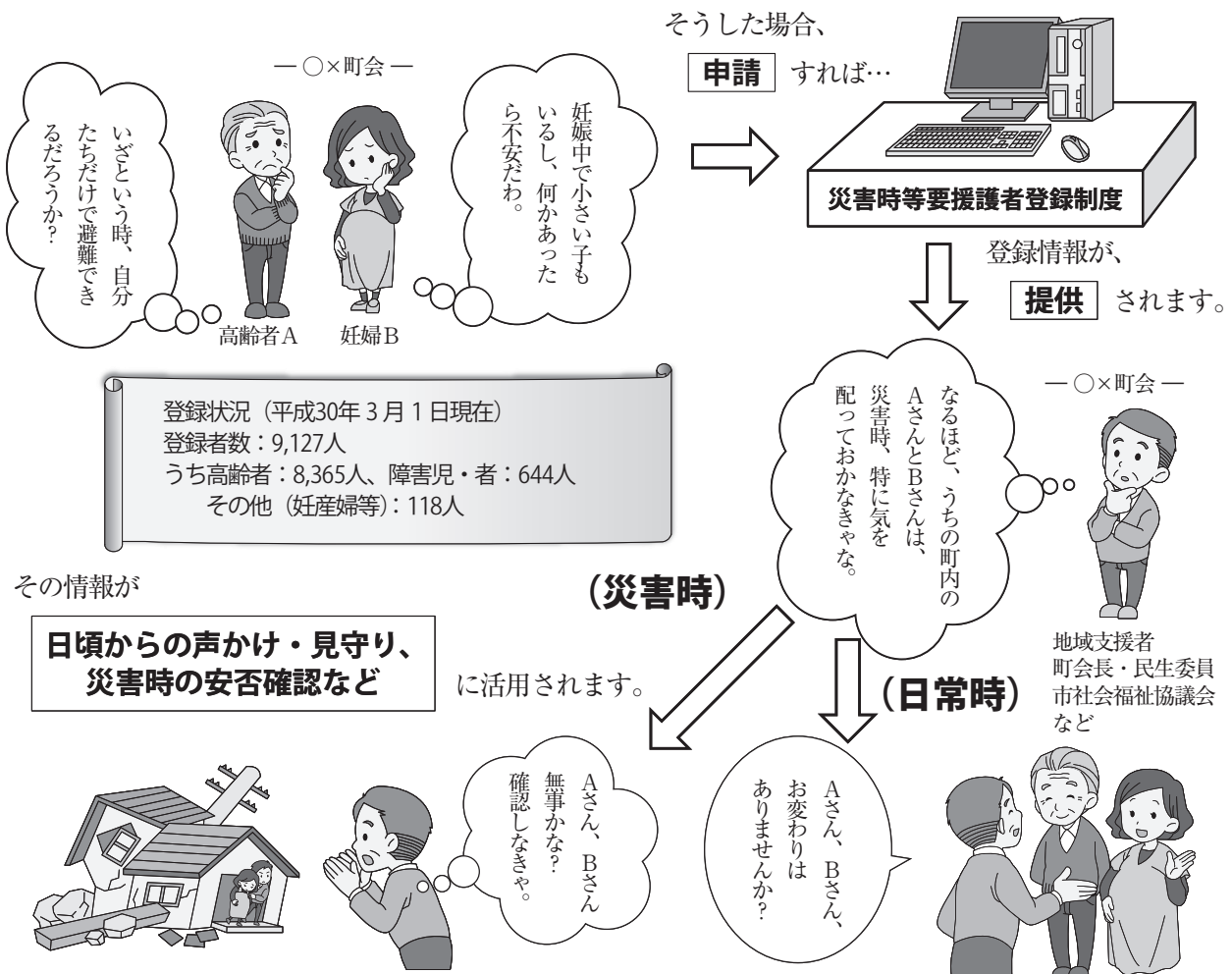
福祉避難所とは、一般の避難所（要援護者優先避難所を含めた指定避難所）での生活が困難であり、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送ることができるよう、二次的避難所として開設する避難所のことです。

平成30年3月1日現在、市内の福祉避難所は10施設に留まっているため、民間事業所等と協定締結に向けた取り組みを進めています。

発生した、最大震度5強の長野県中部地震を受けて、要援護者の情報を隣組長まで提供できる動きが、各町会で広がっています。

隣組は地域の中で一番身近な単位のため、隣組長が地域支援者となることは、要援護者の方々にとっても安心です。

## 災害時等要援護者登録制度のイメージ



登録状況（平成30年3月1日現在）  
登録者数：9,127人  
うち高齢者：8,365人、障害児・者：644人  
その他（妊産婦等）：118人